

# 福祉の相談窓口(基幹福祉相談センター)の設置

—No.24 志木市—

## 【事業の目的】

障がいのある人、高齢の人、子ども、生活に困っている人などに対し、包括的に対応する「福祉の相談窓口」として「基幹福祉相談センター」を開所し、福祉に関する複合的な悩みごとや、相談先がわからないなどの困りごとに対応します。

## 【事業の内容】

- 福祉制度などの情報提供や関係機関へのつなぎ支援
- 福祉制度や障がい福祉サービスの利用手続の支援
- 関係機関による支援会議を開催し、多様な支援策を検討（多岐にわたる支援が必要な人が対象）
- 障がい福祉施設や精神科病院からの退所・退院後に向けた障がい福祉サービスの体験利用など、地域生活支援（関係機関と連携して実施）
- 後見制度の相談・利用支援、市民後見人の養成・支援
- 生活困窮者に対する相談支援
- 家計改善支援相談事業（ファイナンシャルプランナーが相談に応じる）

ほか

## 【事業年度】

令和2年度10月～

## 【予算額(千円)】

27,300千円

## 【財源】

障がい者地域生活支援事業費補助金（国、県）、障がい者地域生活支援促進事業費補助金（国、県）、権利擁護人材育成事業補助金（県）、生活困窮者自立支援事業費負担金（国）、生活困窮者自立支援事業費補助金（国）、一般財源（市）

## 【事業実施に至った背景・経緯】

近年、福祉分野における相談は多様化・複雑化し、一つの窓口では解決に至らないケースが増えている状況にあります。

例えば、障がいのある子を育てる保護者自身も高齢となり、先行きに不安を抱えているケースや、身寄りのない高齢者が認知症を発症し、仕事を続けられなくなり生活が困窮するケースなど、複合的な課題を抱える困難ケースについては、一体的な対応が求められているところです。

また、さまざまな福祉サービスがある中、どの窓口で相談すべきかわからないといったケースも発生している状況であることから、「福祉の相談窓口」として複雑化する市民ニーズに対し、迅速に対応することを目的として、「基幹福祉相談センター」を設置しました。

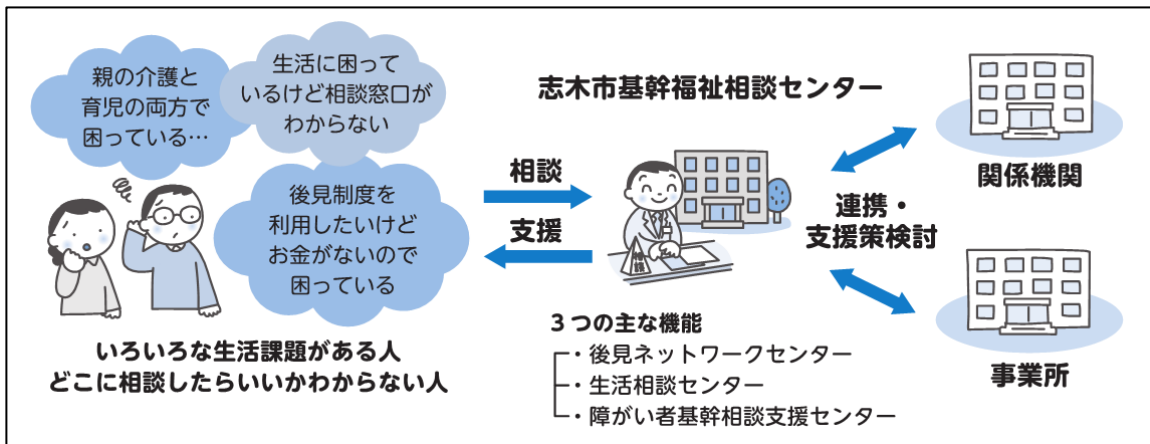
## 【事業のPRポイント】

- 「後見ネットワークセンター」と「生活相談センター」に「障がい者基幹相談支援センター」を加え、3つの機能を持つ新たなセンターとしてオープン。
- 各制度・分野にわたる、さまざまな生活課題に対応するため、専門的な相談支援を行うとともに、関係する機関などとの連携をリードする役割を担いながら支援を図ります。
- 毎週火・金曜日及び隔週の月曜日の13時から17時までは、司法専門職（弁護士、司法書士）による相談を行います。

## 【事業実績・成果・今後の展開】

- 事業受託先 特定非営利活動法人 志木市精神保健福祉をすすめる会  
（志木市本町5-23-11）
- 社会福祉士等の専門相談員による相談（令和2年10月～12月実績、延べ883件）
- 社会保険労務士等による週1回の家計改善支援事業の実施（令和2年10月～12月実績、延べ25件）
- 複合的な相談への対応（令和2年10月～12月実績、延べ50件）
- 今後は、コロナ禍の影響により急増する生活困窮者への対応として、フードバンク事業（食品提供）や、1人ひとりに寄り添った就労支援を充実させていきます。

## 【参考資料】



### 〔 連絡先 〕

共生社会推進課 共生社会推進グループ 担当048(473)1111  
(内線2493)